

中国運輸局、管内5社に行政処分

Edited By LogisticsToday On 2019/08/21

中国運輸局が20日に発表した貨物自動車運送事業者に対する7月の行政処分状況によると、4社が車両停止と文書警告、1社が文書警告を受けた。車両停止以上の処分内容は次の通り。

事業者	所在地	処分内容	監査の端緒	違反内容	違反点数※
ティ・ワイ（広島支店）	広島市安佐南区	車両停止（40日車）+文書警告	情報提供	5件（乗務時間、運4/4航勤務時間、点呼、点呼記録、運転者台帳記載事項）	
ONO company（ONO company本店営）	岡山市南区	車両停止（60日車）+文書警告	情報提供	9件（乗務時間、健康状態の把握、点呼、点呼記録事項、乗務記録事項、運転者台帳記載事項、運転者指導監督記録事項、適性診断受診、特別指導）	
セイカ運輸（本社営）	山口県周南市	車両停止（30日車）+文書警告	公安委員会からの通報	8件（乗務時間、点呼、乗務記録事項、運行指示書作成、運転者台帳記載事項、運転者指導監督、運転者指導監督記録、運転者指導監督記録事項）	
ナカガワシステム（周南営）	山口県周南市	車両停止（30日車）+文書警告	情報提供	6件（乗務時間、点呼、点呼記録事項、運転者台帳作成、運転者台帳記載事項、特別指導）	

※営業所違反点数/事業者違反点数

URL to article : <http://www.logi-today.com/349368>

Copyright © 2019 Logistics Today | 国内最大の物流ニュースサイト. All rights reserved.